

## 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に係る行政処分実施要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、山口県知事がポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年6月22日法律第65号。以下「法」という。）に基づいて行う行政処分に関し、必要な基準等を定めることにより、行政処分の公正かつ適正な執行並びに法の目的の達成を図ることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるもののほか、法に定めるところによるものとする。

- (1) 保管事業者 ポリ塩化ビフェニル廃棄物を県の区域内（下関市の区域を除く。以下同じ。）で保管する事業者をいう。
- (2) 行政処分 法第12条第1項の規定により保管事業者に対し、期限を定めて、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることをいう。
- (3) 違反行為 法若しくは法に基づく処分に違反する行為をいう。

### (対 象)

第3条 行政処分は、保管事業者が次に該当するときに行うものとする。

- ア 法第10条第1項又は第3項の規定に違反したとき。
- イ 保管事業者と処分業者双方の合意の下で契約が成立していない場合。

### (対象の区域)

第4条 行政処分は、県の区域内で行われた違反行為を対象に行うものとする。

### (告 発)

第5条 行政処分を行うだけでは法の目的が達成できないと認められる行為については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定による告発を行うものとする。

### (行政処分の手続等)

第6条 行政処分の手続等については、行政手続法（平成5年法律第88号）及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく行政処分等の実施について（通知）」（令和3年3月29日付け環循規発第21032921号及び環循施発第2103291号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知）によるものとする。

### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和3年4月7日から施行する。